

北海道文教大学定期試験に関する規程

(平成17年3月9日 程 第2号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道文教大学(以下「本学」という。)本学履修規程第6条の規定に基づき本学の定期試験に関する必要な事項を定める。

(定期試験の定義)

第2条 定期試験(以下「試験」とは、学年暦に示される期間に行うものをいう。

- 2 試験は、前期末および後期末に行う。
- 3 集中講義等の科目については、当該授業終了後に行うことができる。
- 4 試験の実施方法及び評価方法については、各科目担当教員が授業開始時に学生に提示する。

(試験の種類)

第3条 試験には本試験、再試験および追試験がある。

- 2 試験は、口頭又は筆記により行う。ただし、レポート等をもって試験に代えることがある。

(試験日程)

第4条 試験の日時は、原則として試験開始日の7日前に学生に公示する。

(試験時間)

第5条 試験の時間は、原則として1科目あたり60分以内とする。

- 2 遅刻者の入室は、いかなる理由があっても試験開始後20分までとする。
- 3 試験場からの途中退回は、原則、認めないものとする。

(試験本部)

第6条 試験の期間中は、試験に関する一切の業務を取扱うために試験本部を設置する。

- 2 試験本部は、教務委員会で定めた定期試験本部要領に基づき実施する。

(受験資格)

第7条 受験資格について、次の各号のいずれかに該当する場合は無資格者として本試験、再試験、追試験の受験資格を認めない。

- (1) 当該科目において所定の履修手続きをしていない者。
 - (2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
 - (3) 受験すべき当該科目における出席回数が各学期の授業回数 $\frac{2}{3}$ に達しない者。
 - (4) 学生証を所持していない者。
 - (5) 試験を放棄したとみなされる者。ただし、教務委員会において酌量すべき事由があると判断した場合には、特別に受験を認めることがある。
- 2 前項第3号における受験資格の有無は、当該科目担当教員が認定する。

(再 試 験)

第8条 本試験の結果、成績が不合格となった学生に対して再試験を行うことがある。再試験を受験できる者は当該科目成績が不合格で、担当教員から再試験の受験を許可された者に限る。

- 2 再試験を許可された者は、所定の期日までに再試験受験願を提出し、併せて1科目につき所定の再試験料を納入しなければならない。
- 3 願い出により再試験を認められた学生に対しては、所定の時期に再試験を行う。ただし、原則として1回限りとする。
- 4 再試験に合格した者の成績は一律「C」とする。

(追 試 験)

第9条 病気その他の事情により定期試験を受けられない場合には、追試験が許可されることがある。その際、当該科目試験終了後7日以内(土日、祝日および事務休業日を除く)に欠席の事由を付して(証明書等)、追試験資格審査願を提出しなければならない。なお、その提出に関しては代理人をもって行うことができる。ただ

し、追試験が許可されるのは、次の各号のいずれかに該当する者で所定の手続きを完了した者に限ることとする。なお、第3条に定めるレポートを病気、その他やむを得ない理由で所定の期間内に提出できない者についても同様の手続きをとるものとする。

- (1) 天災地変のため出席不可能となった者。(公的証明書が必要)
 - (2) 交通機関の事故及び延着のため欠席した者。(事故又は延着の証明書が必要)
 - (3) 病気により欠席したもの。(医師による診断書他に、保護者、アドバイザーなど第三者による添え書きも必要)
 - (4) 就職試験、編入試験等で欠席した者。(受験証明書が必要)
 - (5) 急引きにより欠席したもの。(3親等以内の親族に限る)(証明になるハガキ等が必要)
 - (6) その他特別な事情により、教務委員会が正当と認めた者。
- 2 試験日、時間の見間違い等本人の不注意により受験できなかった場合は、追試験の受験資格は原則として認められない。
 - 3 願い出により追試験を認められた学生に対しては、所定の時期に追試験を行う。ただし、原則として1回限りとする。
 - 4 追試験による成績は学期末試験と同等に取扱う。
 - 5 追試験の受験許可は教務委員会が行う。

(不正行為)

第10条 不正行為については、別に定める北海道文教大学定期試験における不正行為に関する取扱いによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月18日より施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月18日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。